

平成三十一年度予算における国公立大学関係予算の充実及び税制改正に関する決議

我が国社会の活力や持続可能な成長を確かなものとするためには、将来の社会・産業を切り拓く優れた人材の育成、イノベーションの創出、多様で活力ある地方の創生が不可欠であり、全国に配置された国立大学(大学共同利用機関を含む)及び公立大学にはその中核としての役割を担うことが期待されている。

国立大学の運営費交付金は法人化以降十年以上にわたり削減が続き、平成二十八年度以降下げ止まったものの、現在も法人化当時に比べ約十二パーセント、千四百億円以上の減となっている。このため、若手研究者の安定的雇用や基盤的な教育研究施設・設備の維持・更新にも支障を来たし、多様で独創的な学術研究の推進に困難が生じている。また、公立大学においては地域社会から信頼される知的・文化的拠点として、教育研究の質向上に向けた取組を着実に進めているものの、大学経費に占める設置団体の負担額の割合については年々減少している。

「人づくり革命」の実現に向け、国公立大学が中長期的見通しを持って主体的に改革を推進し、また自らも多様な財源を確保して教育研究の高度化を図ることを促進するため、国家戦略として「未来への投資」を最重点に置くとの観点から、平成三十一年度予算及び税制改正においては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

一、国立大学の教育研究基盤を支える運営費交付金等を大幅に増額するとともに、国立大学法人制度の趣旨に沿って、各大学が中期目標期間において中長期的見通しを持って戦略的な経営と改革を推進できるような評価制度を確立すること。

二、公立大学に求められる地域連携機能を強化するための支援の充実を図ること。

三、国立大学の教育研究施設の老朽化を解消し、安全・安心で国際的に魅力ある環境を整備するため、国立大学法人等施設整備費補助金等を増額すること。

四、国立大学附属病院において、高度先進医療の拠点や地域医療の最後の砦としての機能を十分に果たすため、必要な財政的支援の確保・充実を図ること。

五、科学研究費助成事業(科研費)をはじめとする各種競争的経費の増額を図るとともに、競争的に配分される全ての研究経費について三十パーセントの間接経費を確実に措置すること。

六、若手研究者の育成と活躍の促進、地方創生の中核機能を果たす大学の取組促進、本格的産学連携によるオープンイノベーションの促進、留学生のリクルートから就職までの一貫した支援等のグローバル化の推進などの重点的な政策課題に関し、国公立大学を通じた財政支援の充実及び継続的支援の確保を図ること。

七、国公立大学自らによる多様な財源確保を促進するため、個人寄附に係る税額控除の対象を教育研究活動への支援全般に拡充するなど、環境の整備充実を図ること。

右決議する。

平成三十年八月七日

国公立大学振興議員連盟